

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第4回期日（20200203）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第3465号 国家賠償請求事件

原告 大江千束外9名

被告 国

原告ら第6準備書面

（違憲であることが国会にとって明白になった時期について）

2020（令和2）年2月3日

東京地方裁判所 民事第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

ほか20名

本準備書面は、2019年10月16日の期日において、裁判所から釈明が求められた事項について回答することを目的とする。

第1 裁判所から釈明が求められた事項

原告らは、訴状62頁から63頁において、「現行法の規定が憲法24条1項及び同14条1項違反であることは、遅くとも、(上記立法措置がなされていれば婚姻を成立させるべき行為を、原告らのなかで最も早く行った)原告中島と原告クリスティナがドイツで婚姻を挙行した時期である平成30年(2018年)9月(甲G2, 3)よりも相当前の時点において、国会にとって明白になっていた。」と主張するが、上記「相当前の時点において」とは、具体的にいつ頃のことを言うか。

第2 求釈明に対する回答

- 1 理論的に言えば、①性的指向や性自認に基づく権利利益の制約や差別は個人の尊重の観点から許されないという法規範が確立されていること、および、②婚姻が個人の尊重に不可欠な自己決定の一内容であることの双方が国会にとって認識可能となれば、婚姻に関して性的指向や性自認に基づき差別することが許されないことも、当然に国会にとって認識可能である。

上記のうち、②についていえば、憲法24条が家族関係における個人の尊厳と両性の平等の観点から制定されたことが示すように、婚姻が個人の尊重に不可欠な自己決定の一内容であることは現行憲法が制定された1947年の時点で既に明らかであり、当然、国会にとっても認識可能であった。

したがって、①の性的指向や性自認に基づく権利利益の制約や差別は個人の尊重の観点から許されないという法規範が確立されていることが国会に認識可能となった時点で、婚姻に関して性的指向や性自認に基づき差別することが許されないことが国会にとって当然に認識可能となる。

- 2 では、性的指向や性自認に基づく権利利益の制約や差別は個人の尊重の観点から許されないという法規範が確立されていることが国会に認識可能となり、その結果、婚姻に関して性的指向や性自認に基づき差別することが許されないことが国会にとって当然に認識可能となった時点はいつか。これはいくつかの時点が考えられる。

ア 1994年

まず、1994年である。1994年3月、同性愛行為を犯罪としていた法律の規約違反が争われたトゥーネン対オーストラリア事件（甲A32）において、自由権規約委員会は、自由権規約2条1項および同26条の「性 sex」には「性的指向を含む」として、主要人権条約における条約委員会として初めて性的指向を人権問題と位置づけた（本準備書面第3 1（1））。

日本も遵守義務を負う自由権規約との関係で、性的指向や性自認に基づき差別することが許されないことが自由権規約委員会の判断で明らかにされた以上、1994年の時点で、婚姻に関しても、性的指向や性自認に基づき差別することが許されないことが、国会にとっても認識可能となったというべきである。これは、憲法98条2項により日本は国会も含め自由権規約の誠実な遵守を義務付けられていることからすれば、当然の帰結である。

イ 2000年

その次の時点としては、国会自身が「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号）を成立させた2000年と考えられる。背景に以下の様な事情がある。

- ① 2000年の時点では、既に日本の裁判所により、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請され、公権力の行使に当たる者が無関心であったり知識がなかったりすることは許されないことが、厳しく指摘されていた（1997年の府中青年の家事件の控訴審判決（甲A51））（本準備書面第3 2（1））。
- ② 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の法律の成立が出発点の一つとなって、性的指向と性自認に基づく差別は人権の侵害との認識のもと、主要な人権課題として積極的に取り組むという国の方針が固まっていた（本準備書面第3 2（1））。
- ③ 国際的にみても、2000年の時点で、既に、国際法上、性的指向や性自認に基づく権利利益の制約や差別は許されないという法規範が確立し

ていた（本準備書面第3 1（1））。また、2000年以降、性的指向や性自認をめぐる人権問題が国際人権保障の履行を確保する制度である報告制度の多くにおいて取り上げられるようになっていた（本準備書面第3 1（2））。

- ④ さらに、現在、同性婚の国レベルでの法制化や承認は世界のゆるぎない潮流となっているが、この潮流は、2001年4月にオランダで同性婚が施行されたことから始まった（本準備書面第3 1（5））。これは、日本で「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立した2000年12月のたった4ヶ月後のことである。

ウ 2008年

このように国会に認識可能となった時期はいくつかの時点が考えられるが、どんなに遅くても2008年より遅くなることはない。その背景として下記の事情があるが、特に、2008年5月以降、日本が複数回にわたって性的指向と性自認に係る人権保障に関し条約機関等から勧告を受けていること（下記③）、日本は国として2008年ころには性的指向や性自認に基づく差別が許されないことを前提に国内および国外において積極的な活動を始めていること（下記④）が重要である。

- ① 2006年に性的指向と性自認に関する国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則（甲A33）が採択され、国際法上、性的指向や性自認に基づく権利利益の制約や差別は許されないという法規範がさらにゆるぎないものとなった（本準備書面第3 1（1））。
- ② 2006年に国連人権理事会の普遍的定期審査が開始され、多くの国の審査で性的指向や性自認に基づく差別の禁止、同性カップルの保護などLGBT（あるいはSOGI）をめぐる人権問題について勧告が出されるようになり、国際人権保障の履行を確保する制度を通じて、性的指向と性自認に関する人権保障を実際の履行の確保をすることがさらに強化された（本準備書面第3 1（2））。
- ③ 2008年5月に国連人権理事会の普遍的定期審査の過程において勧

告を受けて以降、日本は、複数回にわたって、性的指向と性自認に関する人権保障に関し、条約機関からの勧告や国連人権理事会の普遍的定期審査での勧告を受けている。これらの勧告では、性的指向に基づく差別の禁止と同性のカップルに対する法的保護のために必要な立法的な措置を取ることが明示的に勧告されていたが、当然、立法府である国会にも向けられたものであった（本準備書面第3 1（3））。

- ④ 2008年以降、日本は、国際社会に対し、性的指向と性自認に基づく差別が許されないこと、性的指向と性自認に関する人権保障に関し、積極的な役割を果たすことを繰り返し表明し、実際にそのように行動している（本準備書面第3 1（4））。
- ⑤ 現在、同性婚の国レベルでの法制化や承認は世界のゆるぎない潮流となっているが、2008年の時点では、既に5か国において同性婚が法制化されていた（本準備書面第3 1（5））。
- ⑥ 国内に目を転じてみても、2008年の時点で、国のレベルにおいて、性的指向と性自認に基づく差別は人権の侵害であり許されず、差別解消のため積極的な対応が必要であるとの認識が確立されており、その認識のもと、日本は国としてその対策を進めることが固まっていた（本準備書面第3 2（1））。

第3 理由を裏付ける事実の補足

以下、第2で述べた理由を裏付ける事実について具体的に補足する。

1 国際的な動向

(1) 性的指向・性自認に関する国際法上の法規範の確立

年表1記載の経緯を経て、2000年の時点で、既に、国際法上、性的指向や性自認は人権問題であり、これらに基づく権利利益の制約や差別は許されないという法規範が確立していた。2006年に性的指向と性自認に関する国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則が採択され、上記の法規

範はさらにゆるぎないものとなった。

年表 1

| 年月 | 出来事 |
|--------------|---|
| 1981年 | <p>◇ 1981年に北アイルランドのソドミー法が条約上の人権を侵害すると判断されたことを皮切りに、成人同性間の性行為を処罰することがヨーロッパ人権条約8条の「私生活の尊重を受ける権利」を侵害するとの判例が確立（甲A31・148頁，152頁）（訴状35頁，36頁も参照）。</p> |
| 1994年 3月 | <p>◇ 自由権規約委員会が、同性愛行為を犯罪としていた法律の規約違反が争われたトゥーネン対オーストラリア事件（CCPR/C/50/D/488/1992）において、自由権規約2条1項（差別なき人権尊重と保護の義務）および同26条（平等および差別禁止と差別からの保護）の「性sex」には「性的指向を含む」として、主要人権条約における条約委員会として初めて同性愛を人権問題と位置づけた（甲A32-1・本文8.7，甲A32-2（訳文）・12頁）（訴状36頁，63頁から65頁も参照）。</p> |
| 2003年 | <p>◇ 自由権規約委員会が、異性カップルに認められている遺族年金の同性カップルへの不支給の違法性が争われたヤング対オーストラリア事件（CCPR/C/78/D/941/2000）において、自由権規約26条の「性sex」に性的指向が含まれるとして、性別または性的指向に基づいて申立人への遺族年金支給を拒否したことは、同条で規定される法の下での平等に反すると結論づけた（甲A49）（訴状65頁も参照）。</p> |
| 2006年 11月 | <p>◇ 性的指向と性自認に関する国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則が採択された（甲A33-1，甲33-2（訳文））。</p> <p>◇ 同原則は、セクシュアル・マイノリティに対する暴力や虐待，差別を根絶し，平等を確保するために，立法府を含めた国家機関がなすべき措置を示すものである（訴状66頁参照）。</p> <p>◇ 同原則は，世界人権宣言に始まる既存の国際人権文書が，性的指向および性自認によって差別されることなく適用可能であり，性的指向や性自認によって制限されてはならないことを明確にした（訴状36頁参照）。</p> |

(2) 性的指向と性自認に関する人権保障に対する国際法上の履行確保

国際人権保障の履行を確保する制度として、条約機関¹への報告制度（あるいは国家報告制度）(reporting system)、国連人権理事会の普遍的定期審査 (Universal Periodic Review, UPR) などがある（甲A187 538頁から539頁, 541頁から542頁, 603頁, 甲A188 193頁, 甲A189）。

性的指向や性自認に基づく差別の禁止, 同性カップルの保護などLGBT（あるいはSOGI（注：Sexual Orientation and Gender Identity（性的指向および性自認）の略））をめぐると人権問題について、2000年以降、多くの報告制度において取り上げられるようになった（甲A188 195頁）。

また、2006年に開始された国連人権理事会の普遍的定期審査では、多くの国の審査で性的指向や性自認に基づく差別の禁止, 同性カップルの保護などLGBT（あるいはSOGI）をめぐると人権問題について勧告が出されている（同上）。

2010年以降、条約機関の一般的意見や一般的勧告でもこれらの問題が積極的に取り上げられるようになった（同上）。

このような動向は、自由権規約やジョグジャカルタ原則などで確立された性的指向や性自認に基づく権利利益の制約や差別は許されないという法規範が、これらの履行確保措置において実際に実践されていることを示すものである（同上）。

このように、国際人権保障の履行を確保する制度を通じて、性的指向と性自認に関する人権保障の履行を実際に確保することが当たり前のこととなっている（下記(3)も参照のこと）。

¹ 例えば、自由権規約40条に基づく自由権規約委員会、女性差別撤廃条約17条に基づく女性差別撤廃委員会などがある。社会権規約は条約上、同様の条約機関を置かず、経済社会理事会による報告審査を予定しているが、1985年の同理事会決議によって社会権規約委員会が設置され、事実上の条約機関として機能している（甲A187 36頁から37頁, 538頁）。

(3) 条約機関等からの勧告

2008年5月に国連人権理事会の普遍的定期審査の過程において勧告を受けて以降、日本は、複数回にわたって、性的指向と性自認に関する人権保障に関し、条約機関からの勧告や国連人権理事会の普遍的定期審査での勧告を受けている。これらの勧告では、性的指向に基づく差別の禁止と同性のカップルに対する法的保護のために必要な立法的な措置を取ることが明示的に勧告されている。これらの勧告は、当然、立法府である国会にも向けられたものである。

ア 条約機関からの勧告

人権条約は、人権保障という客観的な目的のために、多数国が共通の義務を設定したもので、二国間条約の場合と異なり、相互主義の力で条約の履行確保を図ることが難しい。そこで、各国による条約の履行を国際的に監視する制度が設けられている。

その国際的履行監視制度として最も基本的なものが報告制度（あるいは国家報告制度）(reporting system)である。これは、各締約国が条約の国内実施の状況について報告書を条約機関に提出し、定期的に審査を受けるという制度である。条約機関は、報告書についての審議後、当事国（つまり、報告書提出国）の条約実施状況について総括所見 (concluding observations) を採択する。その中では、当事国に対し、報告審査の総括として、肯定的な側面のほか、主要な懸念事項および勧告が提示される（甲A187 538頁から539頁，541頁から542頁）。

下記年表2に列記したとおり、2008年10月に自由権規約委員会が、日本に対し、はじめて、その総括所見において総括所見の中で同性のカップルの人権状況について懸念と勧告を示した（甲A95）。その後、同様の懸念と勧告が、社会権規約委員会から2013年5月に（甲A97）、自由権規約委員から2014年8月に示された（甲A96）。いずれにおいても、性的指向に基づく差別の禁止と同性のカップルに対する法的保護のために必要な立法的な措置を取ることが明示的に勧告されている。いうまでもな

く、この総括所見で条約機関が当事国に対し述べる主要な懸念や勧告のうち、立法措置に関する事項は立法府に向けられたものである（甲A187578頁から579頁）。

年表 2

| 年月 | 出来事 |
|----------|--|
| 2008年10月 | <p>◇ 自由権規約委員会が、自由権規約に関する日本の第5回定期報告書（C/CPR/C/JPN/5）の審査結果に基づき、その総括所見の29項において、はじめて日本に対して同性のカップルに関連する懸念を表明し、勧告を行った。その内容は以下のとおりである（甲A95-1, 95-2（訳文）9頁）（訴状73頁, 74頁も参照）。</p> <p>* 懸念：委員会は、婚姻したあるいは婚姻していない異性のカップルに対してのみ適用され、もって婚姻していない同性のカップルが公営住宅を賃借することを事実上妨げている公営住宅法第23条1項や、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律による保護から同性のカップルが排除されていることに例証されているように、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルおよび性同一性障がいの人々に対して、雇用、住居、社会保障、健康保険、教育および法によって規制されたその他の領域における差別があることに、懸念を有する（規約2条（1）および26条）。</p> <p>* 勧告：締約国は、差別禁止の事由に性的指向を含めるよう法律を改正することを検討すべきであり、また委員会の規約第26条についての解釈に沿って、婚姻していない同居している異性のカップルに付与されている便益が、婚姻していない同居している同性のカップルに対しても同等に付与されることを確保すべきである。</p> |
| 2013年5月 | <p>◇ 社会権規約委員会が、社会権規約に関する日本の第3回定期報告書（E/C.12/JPN/3）の審査結果に基づき、その総括所見の第10項において、日本に対し、同性のカップルに対する関連する懸念を表明し、勧告を行った。その内容は以下のとおりである（甲A97-1, 97-2（訳文）・2頁）（訴状75頁も参照）。</p> <p>* 懸念：委員会は、締約国が法改正を行う際、本規約の下での義務の遵守</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>を確保しようと努力しているものの、規約の権利に関する限りにおいて、女性、非嫡出子および同性のカップルに対する差別的規定が締約国の法制度に存在し続けていることに懸念をもって留意する(第2条2)。</p> <p>* 勧告：委員会は締約国に対して、これらの人々を本規約の権利の行使および享受に関連して直接的または間接的に差別をしないことを確保するため、関連する法律を包括的に検討し、必要な場合には、改正することを要求する。</p> |
| 2014年8月 | <p>◇ 自由権規約委員会が、自由権規約に関する日本の第6回定期報告書(C C P R/C/J P N/6)の審査結果に基づき、その総括所見の第11項において、日本に対し、同性のカップルに対する関連する懸念を表明し、勧告を行った。その内容は以下のとおりである(甲A96-1, 96-2(訳文)・4枚目)(訴状74頁, 75頁)。</p> <p>* 懸念：委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に係る社会的嫌がらせおよび非難についての報告、および自治体によって運営される住宅制度から同性カップルを排除する差別規定についての報告を懸念する(第2条および第26条)。</p> <p>* 勧告：締約国は、性的指向および性別認識を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである。</p> <p>締約国は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する固定観念および偏見と闘うための啓発活動を強化し、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し、またこうした固定観念、偏見および嫌がらせを防止するための適切な措置をとるべきである。</p> <p>締約国はまた、自治体レベルで、公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべきである。</p> |

イ 国連人権理事会の普遍的定期審査における勧告

2006年、国連機関の一つである国連人権理事会で普遍的定期審査(Universal Periodic Review, UPR)という制度が導入された。普遍的定期審

査では、すべての国連加盟国を対象に、理事国47か国の代表団からなる作業部会が国際人権文書や当該国の誓約・約束に照らしてその遵守状況を審査する。作業部会の報告書をもとに、理事会の本会合で審査の成果文書（外務省の仮訳では「結果文書」）(outcome)が採択される。成果文書には、審査の過程で各理事国からなされた勧告、結論、被審査国の自発的誓約などが記載される（甲A187 603頁，甲A188 193頁，甲A189）。日本は、2006年に初代理事国に当選して以降、5期に渡って国連人権理事会の理事国を務めている²（甲A190，甲A191）。

下記年表3に記載のとおり、日本に対しては、2008年5月、2012年10月、2017年11月の3回、普遍的定期審査が実施された。いずれにおいても、性的指向や性自認に基づく差別の禁止と法的保護を強化することが明示的に勧告されている。さらに、第3回審査では、スイスやカナダのように国レベルで同性婚を承認することを明示的に勧告した国もあった。

年表3

| 年月 | 出来事 |
|------------------------|--|
| 2008年 5月 ～ 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 2008年5月に第1回審査が実施された。その成果文書は同年6月に第8回人権理事会本会合で正式に採択された（甲A189）。 ◇ 第1回審査の過程において、カナダが日本に対し、性的指向および性同一性に基づく差別を撤廃するための措置を講じることを勧告した（甲A192-1 19項，60項（11），甲A192-2（仮訳） 7頁，23頁）。 |
| 2012年 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 2012年10月に第2回審査が実施された。その成果文書は2013年3月に第22回人権理事会本会合で正式に採択された（甲A189）。 ◇ 第2回審査の過程において、下記の6か国が日本に対し、性的指向に基づく差別からの法的保護の強化などを勧告した（甲A193-1，甲A19 |

² 1期目 2006年6月から2008年5月，2期目 2009年6月から2011年5月，3期目 2013年1年から2015年12月，4期目 2017年1月から2019年12月，5期目 2020年1月から2023年12月（甲A190，甲A191）

| | |
|--|---|
| <p>～ 2013 年 3月</p> | <p>3-2 (仮訳) 22頁, 24頁, 26頁, 27頁)。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 人種差別および性的指向に基づく差別からの法的保護の強化を検討すること (カナダ2) (147. 34項) * 差別に関する国内法が, 年齢, 性別, 宗教および性的指向に基づく全ての形態の直接的・間接的差別をも扱う人種差別撤廃条約と矛盾しないことを確保すること (スイス4) (147. 36項) * 社会的身分, ジェンダーおよび性的指向を含む包括的な理由に基づく差別的な規定を排除することを目的として国内法を見直すこと (チェコ1) (147. 65項) * 人種差別撤廃条約に沿った形で国内法において差別の定義をすること, および年齢, ジェンダー, 宗教, 性的指向, 民族または国籍に基づくものを含む全ての形態の直接的および間接的差別を禁止すること (ノルウェー3) (147. 85項) * LGBTの個人を保護し社会に統合するため, また, 性的指向またはジェンダー平等に基づく全ての差別的取扱いを排除するための更なる措置を検討すること (アルゼンチン2) (147. 89項) * LGBTの人々の権利保護を提供するための包括的差別禁止法の制定および履行をすること (米国2) (147. 90項) |
| <p>2017 年 11 月 ～ 2018 年 3月</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 2017年11月に第3回審査が実施された。その成果文書は2018年3月に第37回人権理事会本会合で正式に採択された (甲A189)。 ◇ 第3回審査の過程において, 下記の13か国が日本に対し, 性的指向に基づく差別の法的な禁止などを勧告した。スイスやカナダのように国レベルで同性婚を承認することを明示的に勧告した国もあった (甲A194-1, 甲A194-2 (仮訳) 13頁, 14頁, 20頁) * ヘイトスピーチを明示的に禁止し, あらゆる合意によらない性行為を処罰するため, 女性, 非嫡出子, 種族的または民族的マイノリティ, LGBTIの人々に対する差別的な法規定を撤廃すること (メキシコ) (161. 58項) * 年齢, ジェンダー, 宗教, 性的指向, 種族または民族に基づく全ての形態の直接的および間接的差別の禁止を確保する目的で, 差別の包括的な定義を含む, 幅広く適用可能な差別禁止法を採択すること (オラ |

| | |
|--|--|
| | <p>ンダ) (161. 59項)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 年齢, ジェンダー, 宗教, 性的指向, 種族などに基づく差別を禁ずる法律を制定し, ジェンダー平等を確保する必要な措置を講じること (ノルウェー) (161. 61項) * 年齢, 人種, ジェンダー, 宗教, 性的指向, 種族または民族に基づくあらゆる直接的および間接的差別を禁止し制裁する包括的な差別禁止法を採択および実施すること (ドイツ) (161. 63項) * 国際的義務および基準に即して, 性的指向および性自認などを理由とする差別に対する包括的な法律を採択すること (ホンジュラス) (161. 65項) * 性同一障害特例法の改正を含め, 性的指向および性自認に基づく差別に対する措置を講じること (ニュージーランド) (161. 70項) * 性的指向に基づく差別の撤廃に関する前向きな進展を継続し, 国レベルで同性婚を承認すること (スイス) (161. 71項) * LGBTIの人々の権利を保護および促進する包括的な差別禁止法を実施すること (米国) (161. 72項) * 同性婚の公式な承認を国レベルに拡大するなど, 地方自治体および民間企業が性的指向および性自認に基づく差別を撤廃するための努力を促進すること (カナダ) (161. 73項) * ジェンダー, 種族, 肌の色, 性的指向および性自認などによるあらゆる種類の差別に対する措置の実施における進展を継続すること (コロンビア) (161. 74項) * 性的指向および性自認を含むあらゆる理由に基づく差別からあらゆる人を平等に保護する包括的な差別禁止法を迅速に導入すること (アイルランド) (161. 75項) * 人種, 種族, 性的指向および性自認を理由とする差別を禁止する法律を導入するなど, 効果的にヘイトスピーチに対処し, マイノリティの権利を保護するための一層の措置を講じること (オーストラリア) (161. 84項) * 同性カップルを含め, 家庭内暴力の報告を全て調査すること (東ティモール) (161. 179項) |
|--|--|

ウ 国連人権高等弁務官の報告書中での勧告

日本のみを対象とした勧告ではないが、2015年5月の国連人権高等弁務官の報告書では、下記年表4記載のとおり、日本を含む加盟国に対し、性的指向や性自認に基づく差別解消措置として、同性どうしの関係性やその子どもたちに異性間の婚姻と等しい保証を与えることを明示的に勧告した。

年表4

| 年月 | 出来事 |
|---------|--|
| 2015年5月 | ◇ 2015年5月、国連人権高等弁務官が、性的指向や性自認に基づく個人に対する差別や暴力に関する報告書を提出（甲A195-1）。 ◇ 国連人権高等弁務官は、加盟国に対し、上記報告書の第79号（h）において、性的指向や性自認に基づく差別解消措置として、同性どうしの関係性やその子どもたちに異性間の婚姻と等しい保証を与えることを明示的に勧告した（同上）。 |

(4) 性的指向と性自認に係る人権保障に関する日本の国際社会における積極的な行動

下記年表5記載のとおり、2008年以降、日本は、国際社会に対し、性的指向と性自認に基づく差別が許されないこと、性的指向と性自認に関する人権保障に関し、積極的な役割を果たすことを繰り返し表明し、実際に積極的かつ能動的に行動している。

年表5

| 年月 | 出来事 |
|-------|---|
| 2008年 | ◇ 11の国と地域、国連人権高等弁務官と2つの国際NGOによって国連LGBTIコアグループ（UNITED NATIONS LGBTI Core Group）が結成された（甲A196-1）。 ◇ 日本はその構成国の1つである（同上）。 |
| 2008年 | ◇ 2008年5月9日に日本に対する第1回目の普遍的定期審査が行われた。 |

| | |
|----------|--|
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ その際、日本は、「性的指向に基づくあらゆる人権侵害は看過できないと考えており、教育活動を通じて性的指向に基づく差別を撤廃しようとしている。政府は、性適合手術およびその他の性同一性障害者に対する治療は、正当な医療行為として認められている」旨を述べた。また、「一定の条件を満たす性同一性障害者については、家庭裁判所の審判によって、法令上の性別の取扱いについて変更が可能である。」と返答した（甲A192-1 29項、甲A192-2（仮訳）11頁）。 |
| 2008年12月 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 2008年12月の第63回国連総会に「性的指向および性自認に関する宣言」(UN declaration on sexual orientation and gender identity)と題する66か国の共同声明が提出され、採択された（甲A197-1）。 ◇ 日本は同声明の原案提出国の一つとして名前を連ねていた（同上）。 |
| 2009年10月 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 2009年10月の第12回人権理事会において、LGBTの人権保障に反対する目的で「人類の伝統的価値観のよりよい理解を通じた人権および基本的自由の促進決議」(伝統的価値決議)(A/HRC/RES/12/21)が採択された（甲A198-1, 甲A188 210頁）。 ◇ これに対し、日本は反対票を投じた（同上）。 |
| 2011年3月 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 日本は、2011年3月の第16回国連人権理事会において、前述の普遍的定期審査の第1回審査のフォローアップを自発的に行った（甲A189）。 ◇ 上記フォローアップにおいて、日本は、性的指向に基づく人権侵害が許されるべきではないとの考えから、2008年12月の第63回国連総会で採択された「性的指向および性自認に関する宣言」では、コアグループの一員として署名を行ったと述べた（甲A199-1（7）、甲A199-2（仮訳）4頁から5頁）。 ◇ 日本は、さらに、2010年12月に決定した第3次男女共同参画基本計画においても「性的指向を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む」、「性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む」としていると述べた（同上）。 ◇ また、法務省の人権擁護機関では、取組が求められている人権課題の一つ |

| | |
|---------|--|
| | <p>として、性的指向や性同一性障害に関する問題を掲げ、各種啓発活動や人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動を実施しているとも述べた（同上）。</p> |
| | <p>◇ 2011年3月の第16回国連人権理事会において、再び、LGBTの人権保障に反対する目的で「人類の伝統的価値観のよりよい理解を通じた人権および基本的自由の促進決議」（伝統的価値決議）（A/HRC/RES/16/3）が採択された（甲A200-1，甲A188 210頁）。</p> <p>◇ これに対し、日本は反対票を投じた（同上）。</p> |
| | <p>◇ 2011年3月の第16回国連人権理事会で実施された性的指向に関する共同ステートメントに日本が署名した（甲A201-1，甲A202-1 勧告65，勧告89，甲A202-2（仮訳）14頁から15頁，22頁から23頁）。</p> |
| 2011年6月 | <p>◇ 2011年6月の第17回人権理事会において、「人権、性的指向および性自認」と題する決議（A/HRC/RES/17/19）を採択（甲A34-1，甲A34-2）（訴状37頁，66頁も参照）。</p> <p>◇ 同決議は、世界のあらゆる地域での、性的指向および性自認を理由とした暴力や差別に重大な懸念を表明し、国連人権高等弁務官に対し、差別的な法律や法の運用、性的指向や性自認を理由とする個人に対する暴力について、2011年12月までに、全世界的な調査を行うことを要請し、その報告を受け討議するためのパネルを開催すること、この問題に引き続き取り組むことを謳っている（同上）。</p> <p>◇ 日本は賛成票を投じた（同上）。</p> |
| 2014年7月 | <p>◇ 2014年7月の第26回国連人権理事会において、LGBTの人権保障に反対する目的で「家族の保護決議」（家族決議）（A/HRC/RES/26/11）が採択された（甲A203-1，甲A188 210頁）。</p> <p>◇ これに対し、日本は反対票を投じた（同上）。</p> |
| 2014年9月 | <p>◇ 2014年9月の第27回国連人権理事会において、「人権、性的指向および性自認」と題する決議（A/HRC/RES/27/32）が採択された（甲A204-1，甲A114・4頁）（訴状37頁も参照）。</p> <p>◇ 日本は賛成票を投じた（同上）。</p> |
| 2015 | <p>◇ 2015年の第29回国連人権理事会で実施された性的指向に関する共同</p> |

| | |
|----------|---|
| 年 | <p>ステートメントに日本が署名した（甲A202-1 勧告65, 勧告89, 甲A202-2（仮訳）14頁から15頁, 22頁から23頁）。</p> |
| 2017年1月 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 日本は、2017年1月、前述の普遍的定期審査の第2回審査のフォローアップを自発的に行った（甲A189）。 ◇ 上記フォローアップにおいて、日本は、性的指向に基づく人権侵害が許されるべきではないとの考えから、2008年12月の第63回国連総会で採択された「性的指向および性自認に関する宣言」ではコアグループの一員として署名を行い、2011年6月の第17回国連人権理事会および2014年9月の第27回国連人権理事会で採択された「人権、性的指向および性自認」と題する決議に賛成し、更に2011年の第16回国連人権理事会および2015年の第29回国連人権理事会で実施された性的指向に関する共同ステートメントに署名していると述べた（甲A202-1 勧告65, 勧告89, 甲A202-2（仮訳）14頁から15頁, 22頁から23頁）。 ◇ 日本は、さらに、2015年12月に決定した第4次男女共同参画基本計画においても「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合（中略）について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。」「法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。」としていると述べた（同上）。 ◇ また、法務省の人権擁護機関では、取組が求められている人権課題の一つとして、性的指向や性同一性障害に関する問題を掲げ、各種啓発活動や人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動を実施しているとも述べた（同上）。 |
| 2017年11月 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 2017年11月14日に行われた日本に対する第3回目の普遍的定期審査の際、日本は、「性的指向および性自認に基づく人権侵害は、許されるものではなく、差別を防止するための努力を継続していく」と言及した（甲A194-1 145項, 甲A194-2（仮訳）9頁）。 ◇ ただし、「国レベルで同性婚を認めることまたはパートナーシップ制度を導入することには慎重な検討がなされるべきだ」と報告した（甲A194 |

(5) 同性婚の法制化等の世界的な潮流

年表6記載のとおり, 本準備書面の日現在, 多くの国で同性婚の法制化が進んでいる。また, 2015年6月の米国連邦最高裁違憲判断(オバーゲフェル判決(甲A99, 甲A100)), 2017年5月の台湾大法官解釈(甲A101)など, 同性婚を禁止または排除する法律に対する違憲判決も複数出されている。

このように, 同性婚の国レベルでの法制化や承認は世界のゆるぎない潮流となっているが, この潮流は, 2001年4月にオランダで同性婚が法制化されたことから始まった。

年表6

| 年月 | 出来事 |
|----------|--|
| 2001年4月 | ◇ オランダ 同性婚施行(甲A98・66頁, 68頁, 甲A205)(訴状76頁も参照) |
| 2003年6月 | ◇ ベルギー 同性婚施行(同上) |
| 2005年7月 | ◇ スペイン, カナダ 同性婚施行(同上) |
| 2006年11月 | ◇ 南アフリカ 同性婚施行(同上) |
| 2009年1月 | ◇ ノルウェー 同性婚施行(同上) |
| 2009年5月 | ◇ スウェーデン 同性婚施行(同上) |
| 2010年6月 | ◇ ポルトガル, アイスランド 同性婚施行(同上) |
| 2010年7月 | ◇ アルゼンチン 同性婚施行(同上) |
| 2012年6月 | ◇ デンマーク 同性婚施行(同上) |
| 2013年5月 | ◇ ブラジル, フランス 同性婚施行(同上) |
| 2013年8月 | ◇ ウルグアイ, ニュージーランド 同性婚施行(同上) |
| 2014年3月 | ◇ 英国(北アイルランドを除く) 同性婚施行(同上) |
| 2015年1月 | ◇ ルクセンブルク 同性婚施行(同上) |
| 2015年6月 | ◇ 米国連邦最高裁違憲判断(オバーゲフェル判決): 法律上同性の者との婚姻を禁止する州法のあるミシガン, ケンタッキー, |

| | |
|----------------|---|
| | オハイオおよびテネシー各州の原告らが、各州法を違憲として法律上同性の者との婚姻を法的に認めるよう求めた訴えに対し、アメリカ連邦最高裁は、同性間の結婚を禁止する州法を違憲とする判断を示し、全州において同性カップルの結婚が法的に認められるようになった（甲A100・218頁）（訴状77頁も参照） |
| 2015年11月 | ◇ アイルランド 同性婚施行（甲A98・66頁，68頁，甲A205）（訴状76頁も参照） |
| 2016年4月 | ◇ コロンビア 同性婚施行（同上） |
| 2017年3月 | ◇ フィンランド 同性婚施行（同上） |
| 2017年5月 | ◇ 台湾大法官解釈：台湾の大法官が、同性カップルの婚姻を認めていない民法の規定が婚姻の自由を保障する憲法22条や平等を保障する憲法7条に違反すると判断（甲A101-1，101-2（訳文））（訴状78頁も参照）。 |
| 2017年9月 | ◇ マルタ 同性婚施行（甲A98・66頁，68頁，甲A205）（訴状76頁も参照） |
| 2017年10月 | ◇ ドイツ 同性婚施行（同上） |
| 2017年12月 | ◇ オーストラリア 同性婚施行（同上） |
| 2018年1月 | ◇ コスタリカ共和国に関し、米州人権裁判所において同性間の婚姻を社会的に認めるべきとの判決が下された（甲A147）（原告第2準備書面10頁も参照） |
| 2019年1月 | ◇ オーストリア 同性婚施行（甲A98・66頁，68頁，甲A205）（訴状76頁も参照） |
| 2019年5月 | ◇ 台湾 同性婚施行（甲A148および甲A145）（原告第2準備書面10頁も参照） |
| 2019年6月 | ◇ エクアドル憲法最高裁が、結婚に関する現在の法律は差別的だとして違憲と認定し、同性間の婚姻を認める判決を下した（甲A146）（原告第2準備書面10頁も参照）。 |
| 2020年5月 までに | ◇ コスタリカ共和国 同性婚施行予定（甲A147）（原告第2準備書面10頁も参照） |

2 国内の動向（第2 3⑥について）

(1) 国内に目を転じてみても、例えば、下記年表7記載のように、1997年には、府中青年の家事件の控訴審判決において、裁判所が、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請され、公権力の行使に当たる者が無関心であったり知識がなかったりすることは許されないと、厳しく指摘した。

また、2000年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の法律が成立した。その後、「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」について「その解決に資する施策の検討を行う」と明記した、同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され（甲A57）、性的指向が「主な人権課題」として位置づけられ、性的指向に基づく差別の禁止や啓発活動が国レベルで開始された。

2003年7月には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年7月16日法律第111号）」が成立し、「性別の取扱いの変更」が可能となった。

このような動きが、2010年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画や2015年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画において、性的指向を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組むことなどが記載されることにつながっている。

このように、日本は、2000年以降、性的指向と性自認に基づく差別は人権の侵害との認識のもと、主要な人権課題として積極的に取り組むことが、国の方針となった。それが、2008年以降、日本が国際社会において性的指向と性自認に関する人権保障に関し、積極的な役割を果たすことを繰り返し表明し、実際に積極的かつ能動的に行動していることにもつながっている。

年表7

| 年月 | 出来事 |
|-------|--|
| 1997年 | ◇ （裁判例） 府中青年の家事件の控訴審判決において、裁判所が、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請され、公権力の行使に |

| | |
|-------------|--|
| | <p>当たる者が無関心であったり知識がなかったりすることは許されないと、厳しく指摘（甲A51）（訴状67頁参照）</p> |
| 2000年 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ （地方自治体の取組） 東京都人権施策推進指針（2000年）に、「同性愛者をめぐるさまざまな問題」が人権問題として記載された（甲A66・8頁）（訴状70頁参照） ◇ （立法府の動き） 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号）成立（訴状68頁参照） |
| 2002年 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ （国の行政施策） 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定。「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」について「その解決に資する施策の検討を行う」と明記（甲A57・第4章、2（12））（訴状68頁、69頁参照） ◇ （国の行政施策） 法務省は、同年から、上記法律に基づいて行われる「人権週間強調事項」（2009年から「啓発活動強調事項」）においても、性的指向を理由とする差別の禁止を明記（訴状69頁） ◇ （国の行政施策） 法務省人権擁護局は「主な人権課題」として「（13）性的指向」を掲げ、「『男性が男性を、女性が女性を好きになる』ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。」と啓発活動を行なっている（甲A59）（訴状69頁） |
| 2003年 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ （地方自治体の取組） 東京都小金井市が多様な性的指向の尊重ないし差別禁止を掲げる「男女平等基本条例」を施行（甲A68）（訴状70頁、71頁参照） ◇ （立法府の動き） 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年7月16日法律第111号）」成立。「性別の取扱いの変更」が可能となった（訴状35頁参照）。 |
| 2009年 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ （国の行政施策） 啓発活動強調事項の平成30年度版で「（14）性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」との項目が掲げられ、「同性愛者など性的指向に関する少数派の人々への根強い偏見があり、場合によっては職場を追われるなど社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必 |

| | |
|--------------|--|
| | 要です。」とされている（甲A58）（訴状69頁参照）。 |
| 2010年 12月 | ◇ 2010年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）において、「性的指向を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む」、「性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む」と記載（甲A20659頁，65頁から66頁） |
| 2012年 4月 | ◇ （地方自治体の取組） 大阪府泉南市が多様な性的指向の尊重ないし差別禁止を掲げる「男女平等参画推進条例」施行（甲A69）（訴状70頁，71頁参照） |
| 2013年 11月 | ◇ （地方自治体の取組） 東京都文京区が多様な性的指向の尊重ないし差別禁止を掲げる「男女平等参画推進条例」施行（甲A70）（訴状70頁，71頁参照） |
| 2014年 1月 | ◇ （地方自治体の取組） 東京都多摩市が多様な性的指向の尊重ないし差別禁止を掲げる「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」施行（甲A71）（訴状70頁，71頁参照） |
| 2015年 3月 | ◇ （地方自治体の取組） 渋谷区で「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」成立し、パートナーシップ証明制度の導入が決定された（甲A75）（訴状71頁参照） |
| 2015年 3月 | ◇ （弁護士会） 「法律上同性の者との婚姻が認められないことは人権侵害に該当する」として、日本弁護士連合会に人権救済申立（甲A102）（訴状79頁参照） |
| 2015年 11月 | ◇ （地方自治体の取組） 渋谷区でパートナーシップ証明制度が開始（甲A76）（訴状71頁） |
| 2015年 12月 | ◇ 2015年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合（中略）について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。」、「法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。」と記載（甲A207 88頁，90 |

| | |
|--|----|
| | 頁) |
|--|----|

以 上